

立ち上げ支援や活動の活性化を望む

シニアグループを応援！

令和 7 年度(2025 年度)

シニア活動応援交付金 募集要項

申請受付期間

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日

～ 令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日

—— 受付・お問い合わせ先 ——

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

所在地 : 〒562-0014

箕面市萱野 5-8-1 みのおライフプラザ内

電 話 : 072-727-9505

ファクス : 072-727-3539

URL : <https://www.city.minoh.lg.jp/kaigo/ji/kouhukin.html>



* 市ホームページから、お問い合わせフォームを使ってお問い合わせいただくこともできます。上記 URL もしくは QR コードからアクセスしてください。

1. 趣 旨

- 高齢化が進むなか、シニア世代が生きがいを持って元気に暮らす、健康長寿のまちづくりは、今後ますます重要になります。
- 市では、シニア世代の地域活動・グループ活動をサポートする「シニア活動応援交付金」制度を創設することにより、健康づくりのグループ活動やシニア世代の交流の場などの立ち上げと活性化を支援します。
- シニア世代のかたが新たにグループを立ち上げたときの備品購入や、発表会や講習会など一般参加できるイベントの費用を、既存の団体も含めて交付します。

2. 対 象 団 体

- **以下の要件をすべて満たす団体・グループ・サークル**
 - ・ 市内で、定期的に（おおむね月 2 回以上）集まり活動する団体等
 - ・ 参加者相互の健康づくり、生きがいづくりに関する活動を行う団体等
 - ・ 構成員に関して、次のいずれにも該当する団体
 - ① 構成員のうち、おおむね 65 歳以上のかたが全体の 9 割以上
 - ② 構成員のうち、本市在住の市民の割合が 9 割以上で 5 人以上
- **営利活動を目的とする団体や、特定の政治活動・宗教活動を主たる目的とする団体、法令・公序良俗に反する活動を行う団体は対象となりません。**

3. 対 象 活 動

- **以下の要件をすべて満たす活動**
 - ・ 高齢者の健康や生きがいに関する、地域に開かれた活動
 - （例）① 高齢者がいつまでも健康な生活が送れるように、健康づくり、介護予防を行う活動
 - 〔 ストレッチ、ヨガ等の健康体操、認知症予防活動
各種スポーツ活動、健康麻雀 など 〕
 - ② 高齢者がいつまでも生きがいのある生活が送れるように、レクリエーションや趣味活動を行う活動
 - 〔 舞踊、コーラス、楽器演奏、ダーツ、手工芸、絵画 など 〕

4. 対象経費・交付金の額

○ 対象経費・交付金の額は次のとおりです。

項目	内容	限度額	交付率
団体の立ち上げ※ ¹ や新しい取組みに関する経費	団体の立ち上げや新しい取組みのときに必要な備品購入費※ ² や広報活動費	5万円	5分の4
団体の活性化のための活動経費	新たなメンバーの加入や、その活動に興味を持つかたを増やすために、一般参加が可能なイベント（発表会、交流会、体験会など）を開催するために必要な講師謝礼や会場使用料、備品購入費など（年間3回まで）	2万円	5分の4

※1 団体の立ち上げの場合は、おおむね1年以上その活動を継続することが必要です。

※2 購入する備品は、おおむね1年以上継続して活動のために使用するものに限りします。

○ 「対象外」経費の例

- ・ 飲食に関する経費（お菓子・お茶・お弁当などの経費）
- ・ 実費弁償にかかる経費（電車代やガソリン代など、本人が負担すべき経費）
- ・ その他、団体等の活動や運営において、日常的に必要な経費

○ 他の補助金等を受けている活動の経費は、対象となりませんので、ご注意ください。

5. 申請方法

申請受付場所：みのおライフプラザ

（1）申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 活動報告書
- ③ 対象経費の領収書（原本）
- ④ 団体等の会則・規則等
- ⑤ 活動内容がわかるチラシ等（作成していない場合は不要です。）

（2）申請書類等は次の場所で配布しています。

- ・ みのおライフプラザ 1階 総合相談窓口
- ・ 市役所 別館3階 生涯学習・市民活動室（32番窓口）（申請受付はできません）
- ・ 市ホームページからダウンロード

【<https://www.city.minoh.lg.jp/kaigo/ji/kouhukin.html>】

- ・ 高齢福祉室にお問い合わせいただければ、郵送もできます。

(3) 申請は「事後申請」です。

備品購入やイベント開催が終了した後に申請してください。活動実績をふまえて、交付の可否について審査します。対象活動・対象経費に該当しない場合は、交付できませんので、ご注意ください。

※ 活動内容が交付の要件に当てはまるかどうかについて、事前相談ができます。「事前相談票」に予定内容をご記入の上、書面でご相談ください。
(高齢福祉室にお電話の上、郵送・ファクス・メールのいずれかで、事前相談票をご送付ください。)

○ 交付の対象となる活動期間

令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日

○ 交付申請の受付期間

令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日



※ 令和8年(2026年)3月中に、立ち上げに伴う備品購入やイベントを開催し、申請を予定している場合は、**3月末までに必ず事前相談**を行ってください。

○ 申請方法：郵送または持参

○ 受付場所：〒562-0014 箕面市萱野5-8-1 みのおライフプラザ内 箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

○ 受付時間：8時45分から17時15分まで (土日・祝日・年末年始は除く)

6. その他

○ 会場確保について

イベント会場等については、各団体で予約・確保してください。

○ 周知広報について

市ホームページ等で、イベント等の周知広報を希望される場合は、ご相談ください。

○ 交付後の活動状況照会について

交付後の活動状況について、市から随時お尋ねする場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。